

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

〔一九九四年二月七日号〕

議会関係

金融市場ワーキンググループ（財務省、SEC、FRB、CFTCで構成）、金融監督当局が九三年から九四年にかけて派生商品が金融市場に及ぼすリスクを軽減するためにとった八〇にのぼる措置に係る報告書を発表、この分野で新たな立法は不要と報告。

SEC関係

SEC、ミューチュアルファンドの投資家を啓蒙するための小

冊子“Invest Wisely”を作成、配付。三月に作成した一般投資家向けの“Invest Wisely”に続くもの。

レビットSEC委員長、ミューチュアルファンドの目論見書に投資家の負担するリスク及び経費を一ページに要約したものを含めることを提案、既に大手投資信託会社七社が合意。一方、ICIはSECと協力して要約版の草案を作成していくとしながらも、要約版が従来の目論見書に追加して要求されるのではなく代替とされることを要望。

SEC、ミューチュアルファンドに係るリスク及び利回りについて顧客に誤解を与えていたとして、ファーストユニオンコープ従業員を処分、ミューチュアルファンドの詐欺的な販売慣行を理由に銀行系の証券外務員が処分されたのは初めて。

SEC、ファンドマネージャーが個人的に株式を安く譲り受けていた事実を開示せずに当該会社の

株式をファンドの資金を用いてはるかに高い値段で買い付けていたとし、チャンセラ・キャピタル・マネジメントとその有力ファンドマネージャーを処分。

SEC、業績予測等企業の将来に関する予測に係る現行のセーフハーバー・ルールの有効性及び業界団体等から寄せられた同ルール改善案に対するコメントを募集。同時に九五年二月に公聴会を開催すると発表。現行ルールはSECに登録された文書に対してのみ適用される等あまりにも適用範囲が狭い等の批判がある。

ロバーツSEC委員、私募証券のオフショア市場での販売に関するセーフハーバー・ルールであるレギュレーションSが不正に利用されているとし、同ルールの見直しを示唆。

SEC、純資産が初の一ドル割れとなったマネー・マーケット・ファンド（コミュニティ・バンカ

ーズ・USガバメント・MMF）で、インサイダー取引の有無について調査を開始。純資産が一ドルを下回った事実の公表直前に、同ファンドの多額の解約が行われていた。

SEC、NASD及びNYSE等自主規制機関に対し、会員会社に女性投資家を差別しないよう通告することを要請。マキー下院通信金融小委員会委員長、SECの措置に満足せずGAOに対し、差別行為を監視する方法を調査するよう要請。マネー紙が女性投資家が差別されているとする調査結果を掲載したことに対応するもの。

CFTC関係

CFTC、昨年銀行その他の機関投資家に対して認めたスワップ取引に対するCFTCによる規制の適用除外を見直すことを決定。

シャピロCFTC委員長、店頭派生商品取引に対する規制強化を示唆。

取引所・自主規制機関等関係

A M E X、取引所の定める情報開示義務を遵守しなかったとして、二銘柄上場廃止を決定。

F A S B、金融派生商品及び金融商品の公正価格に係る開示基準、FASB Statement No. 119を発表。

司法省、店頭株式市場における反競争的慣行が存在している可能性について調査中であることを認めた。

グラッソ次期NYSE理事長、外国企業の上場基準を緩和するつもりはないがADRの現地通貨での取引を認める計画である、中国企業が外国企業誘致の主要な目標であると発言。

銀行監督機関関係

F R B、株式信用取引に係る証拠金の支払い期限

ニューヨーク事務所通信

を現行の七日から五日へ短縮することを決定、来年六月から実施。SEC株式取引の決済を現行の五日から三日へ短縮したことに対応する措置。

その他

ペインウェーバー、キダーの親会社GEとキダー・ピーボディの買収で合意。買収代金としてペインウェーバーはGEに六億七〇〇〇万ドル相当の普通株と優先株を譲渡。

Cal PERS、米国の大企業二〇〇社のコーポレートガバナンスをAからFまでに格付けを公表、四五社がAの評価を獲得。

China Eastern Airline 等NYSEに上場を予定していた中国企業三社、先の上場した二社の株価が低迷しているため上場を延期。一方、中国証券監督委員会は上場延期は株価低迷が理由ではなく準備が遅れているだけであると表明。

Talk of the Town

NASD懸命の防戦

今年五月二六日、NASDAQにおいてマーケットメーカーが暗黙の共謀を行い、買い呼び値と売り呼び値のスプレッドを四分の一に維持している疑いを指摘する論文が発表された。論文発表の翌日からNASDAQ市場でのスプレッドは一斉に八分の一へと縮小されたため、やはり共謀があったのではと疑われる結果となった。一方で投資家がマーケットメーカーに損害賠償を求める集団訴訟が二四件提起された。

一〇月二〇日、司法省がこの件を反トラスト法違反の疑いで捜査中と報道された翌日、NASDAQは疑惑を否定しウォールストリート紙に「米司法省の捜査で事実が明らかになることは、我々及び投資家の利益になる」という内容の全面広告を掲載した。AMEXはこれを奇貨としてNASDAQ銘柄をAMEXに誘致するキャンペーンを開始した。

一月七日、ビジネスウィーク誌はNASDAQの抱える問題点についての記事を掲載、これに対しNASDAQはウォールストリート紙及びニューヨークタイムズ紙に「ビ誌の記事は多くの仮説と仮定に満ちている」とする公開状を掲載して抗議を行っている。

〔一九九四年一月二二日号〕

議会関係

リーチ次期下院銀行委員会委員長候補、グラス・ステイーガル法改正及びその他の立法がホワイトウォーター疑惑追及に優先すると発言。

SEC関係

SEC、一般投資家のミューチュアルファンドに対する知識等を調査するための予算承認を連邦予算局に申請。電話と手紙により八三四四名にコンタクトする予定。

ロバーツSEC委員、FASBによる金融派生物品取引に係る情報開示基準を補完するため、ガイダンスの発出を検討中と発言。同ガイダンスは今年末までに発出される可能性がある。

SEC、NASDQAにおけるディーラーの反競争的慣行やその他の不正行為について独自の調査を開始。

CFTC関係

シャピロCFTC委員長、CTBを含む先物業界がCFTCを非効率的だと批判していることに對し、CFTCの信用を落としめることは業界の信用を落としめることに等しいと発言。

取引所・自主規制機関等関係

NASD、政府証券に係る不公正・不適切な販売慣行を規制する規則を修正へ。同規則は、投資家保護をより推進するためには不十分であるとの議会の批判に対応したもの。

NASD、外国企業がOTCブリテンボードへ登録する際の要件としてSECへの継続開示を義務付ける規則案を提案。

株価スプレッドが故意に固定されている疑いで、司法省が先月調査を開始して以来、NASDAQの主要銘柄のスプレッドが縮小。但し、銘柄によってはスプレッドが拡大したケースもある。

NASD、銀行の店頭で証券及び投資信託の販売を行う銀行の証券子会社を規制する規則を検討中。同案では、外務員への報酬支払方法、銀行員の受け取る紹介料、銀行による販売促進活動を規制する内容となる模様。

銀行監督機関関係

グリーンズパンFRB議長、最も差し迫って改革の必要な分野は保険販売規制の緩和とグラス・ステイガル法の廃止であると発言。